



第 36 回例会報告 (4月27日)

【出席報告】

・会員数 53名
 ・当日出席率 64.58%
 ・出席数 31名
 ・前々回修正出席率 96.08%
 ・欠席数 22名
 <欠席会員>阿部、檜垣(俊)、原、平田、板脇、菅、眞鍋、松木(久)、宮道、村上(裕)、村上(修)、中村、坂本、竹田、辰巳、八木(伸)、吉田
 [免除会員] 青野(明)、檜垣(巧)、川上、光藤、白石
 <4/13 欠席補填> (4/3 今治北) 菅、森岡、越智 (4/4 今治南) 平田、板脇、小堀、村上(裕)、大澤、田中、辰巳
 (4/5 東予) 桑森 (4/15 地区大会) 冠、久米、重松

- ◆**会長報告**・事務局麻生さんに会員皆さんからの出産祝いをお渡ししました。
 ・テクスポート今治タオル本店がリニューアルオープンしました。皆様のご来場、楽しみにしています。
- ◆**幹事報告**・5月のロータリーレートは1ドル110円です。
 ・次年度クラブ計画書未提出の次年度委員長は事務局までメールにて至急ご提出をお願いします。
 ・5月4日(木)は祝日休会です。
 ・次回例会は5月11日(木)、テクスポート今治にて職場訪問例会です。テクスポート奥側の立体駐車場はほぼ契約車専用となっておりますので、そちらには駐車しないようお願いします。
 ・本日例会終了後、5月定例理事会を行いました。
 ・ガバナー事務所、ロータリー財団事務所、地区大会事務局及び今治RC事務局は4月29日(土)～5月7日(日)GWのためお休みです。
- ◆**親睦活動委員会・お誕生日スピーチ**・渡辺易廣会員(65歳):年金をもらうべきか節目の年になります。次々と友人たちが鬼籍に入って悲しい思いもしましたが、娘からは自身が出版した本を贈られたり、月初には孫が生まれたり嬉しいこともあります。▼岡田昌平会員(52歳):一昨年5月から阿部会員のフリーハーモニーで週1回、重松会員らと筋トレをしていました。13か月で8kg痩せましたが10か月休んだら9kg戻りました。今年は少し痩せるよう努力したいです。

プログラム委員会アワー

◆**桑森ひとみ会員『成年後見人について』**:ご家族が認知症になった場合に最も困るのは預貯金の管理・解約です。近年、金融機関の本人確認が厳しく言われるようになりました。同様に不動産の処分も本人の署名が求められます。また、認知症の方が相続人となった場合もご本人に意思能力がないため相続協議ができないという問題に直面します。そんな「困った」を解消するのが成年後見制度で、全国20万人の方が利用されています。▼成年後見制度は大きく分けて裁判所が後見人の方を選ぶ法定後見制度、自ら後見人になってもらいたい方と契約する任意後見制度、代理権を与える人を選んで財産管理や生活事務全般を委任する財産管理委任契約の3つがあります。この中で法定後見制度についてはさらにご本人の意思能力の差によって、意思能力がない方のための後見人、中間の補佐人、日常生活には困らないが判断能力が不十分な方のための補助人の3つに分けられます。この区分は医師の診断書に基づいて裁判所が判断します。▼後見人は被後見人の日常のすべてを把握しておく必要があり、年に1回、毎月の収支などを裁判所へ報告しなければなりません。つまり財産を管理されるということは仮にご主人が被後見人となった場合、夫婦で共有してきたご主人名義の口座から奥さまは生活費すら勝手には引き出せないということもあり得るのです。逆に兄弟間などで相続の先取り・先争いといった無用のトラブルを避けることができるのはメリットでしょう。▼ご本人が元気なときに契約できる任意後見制度は管理してもらう範囲などを自由に決められるため、柔軟性に富みます。しかし実際には意志能力が危うくなったときに裁判所が任意後見監督人を選定してから始まる制度なので、あまり運用されていないというのが現実的な状況です。▼後見人制度は財産を固定化してしまうという側面があります。名義人以外が触れない状況もあることを念頭に置いて判断してください。ご興味のある方はぜひ法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>) をご参照ください。



<ビジター>松山RC 柳谷葉一様<証券業>

次回例会(5月11日)

【職場訪問例会】

日時 : 2017年5月11日(木) 12:30~
 場所 : テクスポート今治
 (東門町5-14-3 TEL 23-8700)
 [笹]